

令和4年宇治田原町総務建設常任委員会

令和4年9月13日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第34号 宇治田原町コンプライアンス条例を制定するについて

議案第35号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

議案第36号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告について

○まちづくり推進課所管

- ・新名神高速道路建設事業等の進捗について
- ・「新しい地域公共交通」に係る周知について

○産業観光課所管

- ・森林経営管理事業について
- ・茶品評会審査結果について

日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	7番	藤本英樹	委員
副委員長	4番	山本精	委員
	2番	原田周一	委員
	6番	上野雅央	委員
	10番	榎木憲法	委員
	12番	谷口整	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
建設事業担当理事	垣内清文君
総務課長	青山公紀君
総務課課長補佐	廣島尚夫君
総務課課長補佐	西尾岳士君
企画財政課長	村山和弘君
企画財政課課長補佐	中地智之君
税住民課長	廣島照美君
税住民課課長補佐	岡崎貴子君
建設環境課長	谷出智君
建設環境課課長補佐	市川博己君
まちづくり推進課 課長補佐	岡崎一男君
産業観光課長	田村徹君
産業観光課課長補佐	植村和仁君
上下水道課長	下岡浩喜君
上下水道課課長補佐	垣内紀男君
上下水道課課長補佐	森本崇嗣君
上下水道課課長補佐	石田隆義君
会計管理者兼会計課長	長谷川みどり君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	矢野里志君
庶務係長	重富康宏君

開 会 午前10時00分

○委員長（藤本英樹） 改めまして、おはようございます。

本日は、総務建設常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方におかれましてはご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本委員会は9月5日の開会日に上程され、付託されました議案第34号、議案第35号、議案第36号の3議案の付託議案審査及び各課所管事項報告につきまして、お手元に配付しておりました日程表により審査を行うことといたします。

また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認のほうをお願いいたします。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ここで、理事者より発言を求められておりますので、これを許します。山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、9月定例会開会中におきます総務建設常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。藤本委員長、また山本副委員長のもと、各委員の皆さんにはいろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。

もう9月もいよいよ半ばになってまいりましたけれども、非常に毎日残暑厳しい状況の中で、特にまた、今、昼間については猛暑日やということで非常に暑い日が続くところでございますけれども、委員各位におかれましては、まず熱中症とかいろいろと健康管理には十分ご留意をいただきたいというように思っております。

そういった状況の中、今、台風のほうが12号、13号と、まあ12号のほうは沖縄県を通過して上へ上がっていきだらうと。13号は太平洋から北上するだらうと。そういった状況の中で、私、一番懸念していますのが、真ん中に今熱帯低気圧が1つ忍んでおまして、これが24時間以内に台風になるだらうと言われております。これからそういった台風シーズンで毎年30号近い台風が来るわけで、今、まだ12号、13号でするので、まだまだそういった面についても油断できない時期だと思っております。そういった中で、いろいろと情報を的確に収集する中で、住民の皆さんに早い行動をしていただくように防災対策には万全に尽くしてまいりたいと思います。また委員各位にはい

ろいろな角度からご指導のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、新型コロナウイルスにつきましても、非常に感染者が増加をしているという状況の中で、昨日も34名の発表がありましたけれども、中身を見てみますと、既に、報告のほうが少しちょっと遅れているという状況の中で来ておりますので、非常に数字的には多いように思われるわけでございますけれども、実際、昨日現在で1,339名の方がもう既にコロナが発症してから今日までの間に感染されたというようなところでございます。そういった中、4回目の予防接種もこの9月11日と、もう一回、9月21日に実施させていただこうというように思っておりますので、しっかりとした感染予防に努めていきたいというように思っております。

また、子どもたちの様子でいきますと、今、小学校両校合わせて1名、それから維孝館中学校で4名の方がコロナに感染されていると。保育所では1名ということで、あまり感染者については減少しておりますけれども、何どきクラスター等が発生するか分かりませんので、そういった点も十分にしっかりとそうした感染予防をしながら対応してまいりたいというように思っているところでございます。

本日は、そういった中で所管の委員会の中では付託議案の審査が3件ということでお願ひするわけでございます。いずれも条例関係でございます。また、後ほど担当者より説明をさせていただきますので、またご審査をいただく中でどうぞご可決賜りたいというように思っております。

また、各課のほうの所管事項の報告がまちづくり推進課、あるいはまた産業観光課のほうからございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

いずれにいたしましても、大変残暑厳しい状況の中でございますけれども、委員各位には本当にお体には十分ご留意いただき、引き続きご活躍されますよう心からご祈念申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の総務建設常任委員会を開きます。

これより、議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第34号、宇治田原町コンプライアンス条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、皆様方、改めましておはようございます。

それでは、総務課所管の議案第34号、宇治田原町コンプライアンス条例の制定についてということで、概要を用いて説明をさせていただきたいと思います。

本条例につきましては、令和3年9月30日に作成しました、宇治田原町入札不正再発防止策に基づきまして、職員が不正行為事案を起こさないため、そして職務の遂行に係る法令遵守及び倫理意識の向上を図り、公正な職務の遂行を確保するといったことで、より透明で住民に信頼される町政を確立するということを目的に制定するものでございます。

去る7月19日の総務建設常任委員会で、宇治田原町職員コンプライアンス条例の案としてご説明をさせていただいておるところでございますけれども、その際に、今回の不正事案については町職員の問題だけではないというご指摘もいただいたことから、内容を再度精査させていただきまして、第5条に住民等の責務として、本町の行政運営に関心を持ち、公平かつ公正な職務の遂行について理解と協力を求めるといった内容、それと不当要求の行為等の禁止ということで掲げさせていただきまして、また第6条には、併せて事業者の責務、それにつきましても不当要求行為及び働きかけの行為の禁止ということで追加をさせていただきまして、名称を宇治田原町コンプライアンス条例ということで改めさせていただいたところでございます。

条例の施行日につきましては、令和4年10月1日からとさせていただきまして、別紙、宇治田原町職員コンプライアンス宣言ということで（案）をつけさせていただいておるんですけれども、10月3日に、このとおり宣言を予定をさせていただいておるところでございます。

そして、またその当日、10月3日、コンプライアンス宣言を行うということで、その後に町長をはじめとした理事者、所属長というところを対象にさせていただきまして、入札のコンプライアンス相談員、また管理職等も含めまして、外部講師をお招きさせていただきまして、コンプライアンスに係る職員の研修を実施させていただきたいと考えておるところでございます。

なお、コンプライアンス宣言につきましては、全職員に周知徹底を図るということで、毎年度、全職員が宣誓書に署名を行って、職員各位が常にコンプライアンスの徹底を図るということで意識できるよう、宣誓書を縮尺したものですけれども、全職員にも配付させていただいて、各自が机上等で掲示をさせていただいて徹底に努めたいと思ってお

ります。あわせて、ホームページにつきましても掲載を考えておるところでございます。

簡単ではございますけれども、以上とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 2つほどちょっと質問させていただきます。

第3条第2項にあるその他必要な措置として、想定される具体的なことがあればお聞きしたいんですけども。

○委員長（藤本英樹） 西尾補佐。

○総務課課長補佐（西尾岳士） それでは、上野委員のご質問にお答えいたします。

内容といたしましては、町長が職員研修と、あと庁内体制の充実と。それと併せてその他必要な措置ということで、具体的にはもう既にやっておるんですけども、職員の例えば行動指針であるとか、発注の行動指針であるとか、談合防止マニュアルの関係の整備とか、そういう組織と研修以外のことについてやっていくようなイメージで考えております。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

そしてもう一つ、第4条第4項にある行動指針に基づく対応について、別に定める行動指針の内容に係ることかどうか分からないんですけども、内部告発制度について、周知など扱いはどのように考えられているのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） ただいまの第4条の第4項、別に定める行動指針等といったところでございますけれども、まずこの行動指針には公益通報制度等については特に定めはありません。別途、公益通報制度ということで定めておりますので、そちらのほうを基にいろんな対応をしていきたいと思っております。

行動指針等ということで、あと談合防止マニュアル、先ほども言いました、それとかあとコンプライアンスの相談員といったところのそういった規定を定めさせていただきます、それに基づきまして対応をしていきたいと考えておるところでございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。了解しました。以上で結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第34号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第34号、宇治田原町コンプライアンス条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。青山課長。

○総務課長（青山公紀） それでは、続きまして議案第35号ということで、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてをご説明をさせていただきます。

これにつきましても概要版をもってご説明をさせていただきます。

本内容につきましては、町職員の妊娠・出産・育児等との仕事の両立支援を図るということを目的に、令和4年10月1日に施行される国家公務員に係る育児休業の取得回数制限の緩和等の措置と同様の措置を講じるといったことから、所要の改正をいたしたいと思っております。

改正内容につきましては、2番、（1）でございます、育児休業の取得回数制限の緩和として、まず①として、職員の育児休業の取得回数制限を現行原則1回までなんですけれども、原則2回までに緩和するものと。それと②、今、言いました取得回数を2回までに緩和するのと併せまして、主に男性が取得する子の出生後8週間以内の育児休業、いわゆる最近言われています産後パパ育休というんですか、そういったことをすることができる回数を現行の原則1回までを、これにつきましても2回までにするというものでございます。

続きまして、下の2番目です、（2）でございます。非常勤職員の育児休業等の取得

要件の緩和として、これにつきましてもまず①でございます、子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和ということで、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業を取得しようとする場合の要件として、これまでは子の誕生日から起算して1年6カ月を経過するまでその任期が満了すること等が明らかでないとしていたものを、8週間と6月に緩和するものでございます。誕生日から以後1年6カ月以上働く、雇用の見込みの人のみ育休がこれまでは取得できたんですけれども、出生から8週と6月ですので、8カ月以上の働く見込みがあれば取得できるといったほうに緩和するものでございます。

その(2)の②でございますけれども、子どもが、また、あわせて1歳以降の育児休業の取得の柔軟化についてということで、保育所に例えば入所できていない等の一定の場合に取得できる要件、これを1歳以降の育児休業につきまして、夫婦が育休を途中で交代できるようにするなど柔軟な取得を可能とするものでございます。

施行日は、令和4年10月1日でございます。

簡単ではございますけれども、以上で説明とさせていただきます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 1つお聞きしたいんですが、特にパパ育休の取得の推進や意識の浸透について、どのようなお考えをされているのでしょうか。職場づくりですね。

○委員長（藤本英樹） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 職員の周知につきましては、一応全員にお知らせしまして、特に出産とかされるというのは大体どの方がするというのは分かりますので、その方には改めて個別にこういった内容のことを周知させていただいて、取得の推進を図らせていただいているところでございます。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 了解しました。働きやすい職場を目指してまたよろしく願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第35号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(藤本英樹) 挙手全員。よって、議案第35号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

これで日程に掲げております、ただいま出席の所管分の付託議案審査を終了いたしますが、その他委員から何かございましたら挙手願います。

(発言する者なし)

○委員長(藤本英樹) ないようです。

当局から何かございませんか。

(「ございません」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これでただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時20分

○委員長(藤本英樹) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、建設事業関係所管分に係る事項について始めます。

議案第36号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。谷出建設環境課長。

○建設環境課長(谷出 智) 失礼いたします。

それでは、議案第36号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてご説明申し上げます。

本件につきましては、現在、空き家となっており、また建築から60年以上経過して老朽化が進んでおります岩山馬道の町営住宅を令和4年度に解体することを予定しておりますことから、それに伴いまして、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例、

別表にございます、馬道住宅団地の記載について削除をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審査を賜りご可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 1つお聞きしたいんです。この老朽化になった馬道住宅団地解体後、跡地の利用なんかは考えてはるでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） 今のご質問ですが、当該の敷地につきましては、田原川の廃線敷地となっておりますことから、今後、廃線敷地の管理をしております京都府と協議して、跡地利用について協議していくこととなります。ですので、現在は未定というところでございます。以上です。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。結構です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑はございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 老朽化して解体されるということなんですけれども、それはそれで当然老朽化いうことで致し方がないと思うんですけれども、当然まあこれで町営住宅の戸数が減るわけですよね。その辺りのことはどのようにお考えなんでしょうか。もし、関連してなんですけれども、よろしくお願ひします。

○委員長（藤本英樹） 谷出課長。

○建設環境課長（谷出 智） ただいまのご質問ですが、馬道の住宅1個解体すると、解体後36棟、岡之藪と荒木天皇で36棟になってございます。ただ、現在岡之藪のほうに空き家が2棟ございます。そういう観点から申しますと、町内のほうで住宅困窮度合いというのはそう高くないなというふうに感じていることから、これについて、解体することについての追加の設置と、建設というふうなことは考えておりません。以上です。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今のところ2棟の余裕ということなんですけれども、以前、私のほうでちょっと相談を受けたことがあって、それで町営住宅調べてご紹介して、そのときに学校の問題とかいろんなことでその方は入居いうのを断念されたんですけれども。いろいろその方なんかの事情とか勘案すると、今後、このコロナとかいろんなこと、家庭の事情、それぞれのあれで、恐らくそういうものを要望するような需要というんですか、そういうのが出てくる可能性があるのかなという感じするんです。この町営住宅になり

得るのかどうか分からないですけども、今、空き家のこともやってはりますよね、ずっと。だからその辺りも含めて、こうトータルとして何か考えていかれないかというふうに思うんですけども、その辺りどうでしょう。

○委員長（藤本英樹） 垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） 今、おっしゃられますように、空き家の問題をこの町営住宅と今一緒には今の段階では考えておりませんが、ただ今後増えてくる空き家、それを利活用していただくこと、もう一つはそういった町営住宅の老朽化に伴う再建築をする、しないの議論、そういったことを総合的に今後検討していかなあかんというように考えております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） ぜひその辺はお願いしたいと思います。それで特に町営住宅を要望されるというのは、どっちかいうと弱者と言われるような感じの方やと思いますので、その辺りの対応が十分、ご相談あったときにもある程度柔軟に対応できるように、今、理事おっしゃったように、空き家も含めて総合的に検討、建て替えも含めてよろしく願います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認めます。

議案第36号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（藤本英樹） 挙手全員。よって、議案第36号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で、今回、総務建設常任委員会へ付託されました3議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、総務建設常任委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案審査について、9月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を9月27日火曜日午後5時までに、議長宛て提出してください。

日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、まちづくり推進課所管の新名神高速道路建設事業等の進捗について説明を求めます。垣内理事。

○建設事業担当理事（垣内清文） それでは、新名神高速道路建設事業等の進捗につきましてのご説明を申し上げます。

お手持ち資料A4版、それからA3の工事進捗状況、それとあとは宇治田原山手線関係のA3の3つの資料を基にご説明申し上げたいと思います。

1枚目のほう、これ、6月のほうにも状況を申し上げまして、その今、9月になり、変更の分につきましてご説明申し上げたいと思います。

まず、宇治田原第一高架橋の部分ですが、追加で宇治田原第一高架橋工事（その2）というのが6月以降新規に発注されております。この進捗率がまだ0.8%でございます。それから、同じく高架橋ですけれども、その上のほう、第一高架橋は75%のでき方となっております。

それと、その下の欄になります、宇治田原第二高架橋の分です。PC上部工、大成建設の分ですが、これが18.3%。

次に、その下、宇治田原トンネルにつきましては、まずトンネル東工事が66.3%、トンネル東工事（その2）が7.1%、トンネル西工事が20.8%になっております。

それから、その下、宇治田原インターチェンジにつきましては、これにつきましてはまだ0%でございます。

それと、土工事ですけれども、富野工事区のほうが100%ということで完了しております。一番下の行、宇治田原工事、大林組のほうですけれども、これが3.6%でございます。土工事をメインとして、宇治田原山手北線、それから大津市道に接する跨道橋の築造工事なども含まれておる工事ですが、まだ3.6%の進捗状況でございます。

それから、次に、新名神高速道路アクセス道路の整備状況としまして、宇治田原山手

線、3枚目のほうをご覧いただきたいと思います。

こちら、南バイパスから新市街地宇治田原町役場までの1.4キロメートル区間の進捗状況でございます。図面左下でございます契約ベースの進捗率を示しております。これ、8月末時点で、工事費ベースですけれども93.5%となっております。

それから、現在施工中の工事ですけれども、図の中の赤い丸でアルファベットで示しております。6月以降からは、青い丸の◎、①、②、③の工事が終了しております。新たに施工中の工事につきましては、新たに発注された工事を含めて、東、図面と言うところの右のほうから順に、④、これが南上ノ山から贄田永谷までの480メートルの工事になります。それから⑤、これは南上ノ山へ向かう町道1の8号線が山手線本線の上を横断する道路を仮設する工事となります。⑥の工事の追加工事として安部日鋼工業に発注をされております。それから⑦の工事ですけれども、犬打川の橋梁の橋台、それから橋脚などの下部工事が完了しておりますので、PC上部工を施工するものです。今現在もかかっておる状況でございます。それから⑧は、南堂後から高座までの880メートルの工事で、掘削、それから植生工、管渠工事等になります。詳細につきましては、右下、ちょっと小さい字になりますけれどもなっております。

それから、資料はないんですけれども、この続きになります新規工事区間として2.1キロメートル区間が今年度から京都府のほうで事業化されております。現在は測量等の発注を済ませ、その作業の業務中でございます。

それからまた、今度は主要地方道宇治木屋線、こちら犬打トンネルの工事の進捗でございますけれども、トンネル延長が2,953メートルのうち、山城北土木事務所分が1,894メートルあります。そのうち、現在1,570メートルを掘進しております。約半分まで施工されておる状況でございます。

それから、和東川のほうになりますけれども、こちらが山城南土木事務所管内の施工で、延長は先ほど言いました全延長のうちの1,059メートルでございます。8月末時点では150メートルの掘進が完了しておるところでございます。以上で説明を終わります。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、「新しい地域公共交通」に係る周知について説明を求めます。岡崎まちづくり推進課課長補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） ご報告申し上げます。

資料のほうは、右肩にまちづくり推進課と書いていますA4版の1枚物の資料と、その後ろにA3の2つ折りにしております9月広報紙に折り込みをいたしました、新しい宇治田原町地域公共交通利用案内のほうの2つの資料となっております。

1枚目のほうの資料をご覧ください。

これまで、前回、7月19日火曜日の閉会中総務建設常任委員会におきまして、こちらに書いてございます5月の住民説明会での周知説明内容、それから6月10日金曜日に開催いたしました地域公共交通活性化協議会での協議、こちらのほうをご報告したところでございます。

10月1日から運行開始予定の「新しい地域公共交通」、それについてのその後の周知内容ほかについてご報告を申し上げます。

新しい地域公共交通につきましては、これまでから何度も委員会のほうでもご説明も申し上げているところでございまして、一番下のほうに新しい地域公共交通の概要として書いてございます。従来の町営バス、コミュニティバス、スクールバスを一体的に2種類の有償運行に再編するものでございます。

1つ目がうじたわ^ら I K E ^は♡バス、定時定路線運行としては^は一とバス、町営バス幹線地域につきましてはルート・ダイヤを見直して便数を増やし、分かりやすさを向上した^は一とバスを運行いたします。

2つ目が予約型乗合運行のうじたわ^ら I K E ^は♡タクシー、既に奥山田区、湯屋谷区のほうで3月から実証運行を開始しておりますが、1つ目の^は一とバス以外の地域を中心にさらに地域を拡大いたしまして、予約・乗合制の車両で利用者の居住地内と、町内の主な施設に設けた停留ポイント間を移動するものでございます。こちらに書いてございますように、6月の地域公共交通活性化協議会でこれまでの5年間の検討を経て協議を調べまして、現在、近畿運輸局京都運輸支局に許認可申請中でありまして、来週には許認可が下りる見込みということで聞いております。

戻っていただきまして、1番の主な経過でございます。8月1日でございますが、町広報紙の8月号記事に、4月特集記事以降、段階的に広報紙での周知を図っていく流れの中で、新しい地域公共交通の予定内容を掲載いたしました。8月、9月、10月と町

広報紙のほうでは連続して記事を掲載する流れとしております。

8月上旬から下旬の間、先ほど申し上げました予約型乗合タクシーの実証運行地域、奥山田地域と湯屋谷地域の全世帯の住民の皆様へのアンケート調査を行わせていただきました。後ほどちょっと、その調査の速報が上がっておりますので、簡単にご説明させていただきますたいと思っております。

8月中に、法律上は、は一とタクシーのほうは道路運送法第79条に基づきます自家用有償旅客運送の登録申請、それから、は一とタクシーのほうは道路運送法第4条に基づきます区域運行の許可申請、こちらのほうを申請の必要な手続きを行いました。また、停留所、バスの停留所とタクシーの停留ポイントのほうにつきましては、以前の常任委員会のほうでもご質問ございましたが、有償運行ということで道路交通法上の安全性を求められることから、京都府警のほうと現場の停留所の協議等を行いました。計72カ所、バス停につきましては44カ所、タクシー停留ポイントは49カ所、重複している場所もございますので、計72カ所全てを回りまして、例えば交差点内から5メートルの範囲の中では停留を設置できないとか、そういった道路交通法上の指摘を受けながら設置ポイントを調整いたしました。

9月1日に、これは皆様もお目にしていいただいていると思うんですけども、9月号記事で2面の1面を使用いたしまして、新しい地域公共交通の詳細内容、それからこの、後ほど申し上げますが、9月の中旬に4日間、地域でバス、タクシーの利用体験会のほうを開催する予定ですけども、こちらの日程を掲載しまして、あわせて後ろについております利用案内を折り込みさせていただきました。また、あわせて、町ホームページに周知記事を掲載するとともに、町営バス、スクールバス車両の中で10月からの移行についてのポスター掲示を行っております。

先ほど、実証運行地域のアンケートの件ですが、ちょっと口頭になって恐縮でございますが、奥山田区、湯屋谷区両区のご協力のもと、全世帯に8月上旬に調査票を配付させていただきました。約270世帯に配付させていただきましたして、115世帯の方にご回答いただきまして、回答率は約42%でございました。

主なご意見と今後の対応なんですけれども、停留ポイントにつきましては、例えば銀行に行きたいのにポイントが近くにないというご意見ですとか、自宅からの停留ポイントの関係のご意見もございました。そうしたことから、本格運行の中では郷ノ口郵便局や京都中央信用金庫の付近、贅田植山のほうに停留ポイントを増設するような調整でありますとか、居住地内のほうにつきましても警察協議を踏まえて微調整を行ったポイント

トもごございます。

それから、乗り継ぎのほうは、は一とタクシーから路線バスへ乗り継ぐ方は、おおむね5割の方が乗り継いでいるという結果もございまして、停留ポイントの行き先の利用は維中前が第3位となっております。ですので、今後も路線バスの維持、確保に向けてこのタクシー、バスとの乗り継ぎの利用促進に取り組んでいくことが重要であるということがアンケートからもはっきりしておるかと思っております。

あと、奥山田区、湯屋谷区のほうはコミュニティバスをもともと運行されておられまして、土日祝日も運行されておられました。こちらについては地元の一部負担の上で運行されているんですが、は一とタクシーについて、これの運行の継続のご希望をお聞きしたところ、どちらの区も約9割に当たる区民の方が運行を継続すべきだというご回答でしたので、10月以降、奥山田区、湯屋谷区を発着する便は地元区の一部費用のご負担のもと、土日祝日もは一とタクシーの運行を継続いたします。その他の地域は、町営バスと同様に平日の運行となっております。

すみません、戻りまして、資料のほうの今後の予定でございまして。

先ほど申しあげましたように、今週9月16日の金曜日、17日の土曜日、18日の日曜日、24日土曜日、4日間で、は一とバス、は一とタクシーの利用体験会を行います。該当8地区と書いてございますが、それとサンビレッジ宇治田原のほうでも行います。こちらのほうにつきましては、8月下旬に各区を通じて回覧をさせていただいております。先ほども言いましたように、広報紙、ホームページ等で日程をお知らせしているところでございます。

それから、奥山田区、湯屋谷区の実証運行地域につきましては、アンケート結果でありましたり、実証運行から本格運行に運行事業者も変わってまいりますので、変更点を分かりやすく記したようなチラシを全戸配布をさせていただく予定で、こちらのほうも今週に準備をさせていただく予定です。

10月からですが、10月広報紙にまた今度はは一とバス、は一とタクシーの乗り方を中心とした周知記事を掲載させていただきまして、10月1日から新しい地域公共交通の本格運行を行ってまいります。随時検証して、実態に合わせて利用の改善を図っていくという姿勢は、これまでからご説明を申し上げているとおりでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。上野委員。

○委員（上野雅央） 1つ質問させていただきます。

先日も静岡県の牧之原市で悲惨な認定こども園のバス事故等あった中で、そんな中、今後のバス、タクシーの飲酒チェックとか、車の整備とか、そういうような中の安全確認とかはどのような形でされるのでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） これまでよりの町営バス、コミュニティバスもそうですが、京都京阪バス株式会社さんに運行委託をする中で、いわゆる大型二種免許の免許を持っておられる運転手の方が中心に運行前、運行後点検のほうをきちんと行っております。

さらに、10月以降の新しい地域公共交通では、先ほどご説明申し上げましたように、はーとバスは自家用有償旅客運送で、はーとタクシーのほうは区域運行という形で国交省のほうに許認可申請を出しておりますが、このはーとバスで言いますと、運行管理責任者、京都京阪バスが運行する委託元である我々のほうで運行管理責任者、それから整備管理責任者、それから事故処理連絡体制、苦情処理体制、こういったものの体制を全てテキストにきちんと起こした物を許認可申請の書類として提出しております。区域運行のほうは、さらにタクシー業者になりますので、より厳しい安全基準が設けられておりますので、そういった面でより安全な運行に努めてまいることができると考えております。

○委員長（藤本英樹） 上野委員。

○委員（上野雅央） 分かりました。

今後、安心・安全な運行、快適な運行をされるようよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかに質疑のある方ございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 今、そういう地域運行の管理者の話があったんですけども、多分、テレビ見られた方がおられるかも分かりませんが、先日、たしか大分県やったと思うんですけども、郡部で30ほどバス停があるわけですが、そこをこういう地域のコミュニティバスが走っているわけですね、委託して。それを残りの5つのバス停を残して、Uターンして勝手に帰ってくると。それは運転手さんが、今までの経験でもうこの先行っても客がないと。そこが平均1日1.7人とか何か言うてましたけれども。要は、そのことよりも、それがかなり長い間の期間そういうことが行われていて、役場いんですか、そういうところの職員も当事者が全く住民さんからの通報がなかったため

に知らなかったというようなことが先日テレビでやっていました。

まあ、今、岡崎課長補佐言われたようなことで、びしっと今後もそういうような体制で安全運行いうことをやれば、ただこの地図見ているとなかなかUターンするような場所も本町の場合はないと思うんですけども、その辺りの管理いうんですか、いうものもしっかりやらないと、今後、どこかの時点で運転手さんも慣れてくると、ああもうこの先行っても、この時間帯やったら乗客おらんと、ということは早く業務が終われば、早く運転手さんは降りて帰れるということになりますんで。で、その報告書は、何か時刻表どおりの報告書を出していたらいいんですわ。だから、管理するほうもその報告書で見ているから、びしっと運行されているというようなちょっと報道があったので、その辺りは、今後は、そういうことが本町においては起きないように監視だけしっかりとお願いしたいと思うんですが、その辺りどうでしょうか。

○委員長（藤本英樹） 岡崎補佐。

○まちづくり推進課課長補佐（岡崎一男） 今、委員からお話のありました事例は、有償運行としてはあってはならないことだと思われまます。おっしゃるとおりでして、きちんと私どもが委託をする業者のほうにこの路線でありましたり、運行の法規制、あるいは安全運行ということについてきちんと管理、徹底をしていくことが必要だと考えております。

先ほど、報告のほうでは漏れましたが、この9月18日の日曜日、ちょうど高尾区の1時からのタクシーの利用体験会が終わった後、3時から、京都京阪バス株式会社の今後の10月以降の運行の運転手を皆さん呼んで説明会を開催いたします。そういった中で、新しい地域公共交通についての停留ポイント、あるいは有償運行としての、もちろん向こうのほうの専門家なんですけど、そういったところで私どもが宇治田原町として責任を持って運行するものでございますので、その受託業者としての運行の在り方というものもきちんと説明して進めてまいりたいと考えております。

○委員長（藤本英樹） 原田委員。

○委員（原田周一） 今の話で、こういう時刻表いうのも一応オープンにしているわけです。これを見て住民さんは最寄りのバス停に行くわけですけども、その交通停滞とか事故とかそういうことで多少遅れるというのは致し方がないと思うんですけども、このバス停で待っていてもバスが来んというようなことが絶対起こらないように、その辺の管理だけはしっかりとお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（藤本英樹） ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長（藤本英樹） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

次に、産業観光課所管の森林経営管理事業について説明を求めます。田村産業観光課長。

○産業観光課長（田村 徹） それでは、森林経営管理事業につきまして、お手元のA4でホチキス留めの資料、そちらに基づきまして、今年度の業務も森林組合のほうに発注できましたこともございますので、改めまして昨年度と今年度の取組内容等につきまして、そちらのお手元の資料に基づきましてご報告、ご説明のほうをいたしたいと思っております。

平成31年4月に森林経営管理法が施行されたことを受けまして、森林所有者、林業者、町による森林の経営管理といった新たな森林管理システムの導入に向け、経営や管理が行われていないいわゆる放置森林の所有者に対する意向調査の効率的かつ効果的な実施を目的としまして、その対象森林の抽出、また優先順位の設定を内容とする計画業務を森林環境譲与税を活用いたしまして、令和2年度、3年度の2カ年で行ったところでございます。

その内容につきましては、まずは資料の（1）の意向調査対象森林の抽出、絞り込みのところをご覧いただきたいのでございますが、表のとおりの手順で行いまして、まずは人工林を抽出し、そこから2番以降の手順になりますけれども、生産森林組合や町有林、関電、NTT所有林等を除き、さらには砂防指定地や急傾斜地崩壊危険区域を除外、加えまして、近年施業履歴のある森林等を除外いたしまして調査対象森林の抽出を行い、結果としまして1,082ヘクタールが対象森林となりました。

次に、（2）でございますが、意向調査に係る優先順位の設定でございます。そちらにつきましては、こちら、1次評価、2次評価を行い、優先順位の設定を行ったところでございます。恐れ入りますが、すみません、ページのほうをちょっとめくってください。

2ページ目でございますが、そちらのほうに評価方法となりについて少し詳細に書かせていただいております。

まずは、1次評価でございますが、こちらにつきましては施業効果、施業の容易性、この順でランク分けを行い、そこに土砂災害危険箇所や保安林などといった法定規正の区域に該当する森林のランクを1つ下げる作業を行ったところでございます。結果は表のとおりでございます。

そちらを受け、次に、2次評価といたしまして、ここでは土地の特定の難易度を考慮した作業を行っております。境界明確化実施済みの場合はランクを1つ上げる、また、土地所有者が府外に在住の場合はランクを1つ下げるといったことを行いました。結果は表のとおりでございまして、3番の評価結果のところでございますが、こちら1次評価、2次評価の結果、最も評価が高かったのは、図示のとおり、禅定寺と奥山田であったところでございます。

恐れ入ります、1枚目にお戻りください。

それで、二重丸のところでございますが、意向調査対象森林を約60ヘクタール程度で区切ったグループ分けを行ったところでございますが、境界明確化事業が済んでおります禅定寺地区をまずはモデル的なエリアとして、そこから事業着手することとして、それぞれグループについて優先順位の設定を行いました。これが令和2年度、3年度の計画業務でございます。

次に、2番、令和4年度以降の取組につきましてご説明のほうをさせていただきます。

さきの藤本委員長の一般質問でもご答弁いたしましたとおりでございますが、(2)今年度は禅定寺エリアの約60ヘクタールを対象としてお持ちの森林について、今後の管理をご自分でなされるのか、町にお任せになるのか、そういったことを内容といたします意向調査を所有者の方に対しまして行いまして、その結果、町に管理を委ねていきたいとの回答をいただきましたものにつきましては、現地の調査、また測量等を行いまして、それで町が森林の経営管理を行う上で基となります経営管理権の集積計画の作成に今年度取り組むこととしておりまして、現在につきましては、まずは森林所有者の方に対する意向調査に向けまして準備を行っているところでございます。

(2)の令和5年度以降ということで、来年度以降のどうやっていくかといった考えの部分を書いておるところでございますが、対象森林が、先ほど申し上げましたとおり、約1,100ヘクタールにも及びますので、業務を長期間要することとなりますので、来年度以降も計画的に、また継続的に森林所有者への意向調査、またその調査結果を踏まえての現地調査、測量や経営管理権の集積計画の作成。また、今年度、経営管理権の集積計画の作成も予定しておるところでございますが、その計画に基づきます森林施業にこれから引き続いて、継続的に森林環境譲与税を活用して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、茶品評会審査結果について説明を求めます。田村産業観光課長。

○産業観光課長(田村 徹) それでは、茶品評会の審査結果についてご報告申し上げます。

資料のほうは、A4の横向きの資料のほうを併せてご覧ください。

8月3日から5日で、滋賀県甲賀市の甲賀農業協同組合本所を会場に関西茶品評会が開催されました。

全体の出品点数につきましては、323点で、本町からは18点出店いただきましたところでございます。また、あわせまして、8月23日から26日、こちらは宇治茶会館を会場に全国茶品評会が開催され、こちらにつきましては全体の出品点数は865点、本町からの出品は27点の出品でございました。

本町の入賞者は記載のとおりでございますのでご覧いただきたいのですが、関西の茶品評会が煎茶の部におきまして勝谷健士さんが1等全国茶生産団体連合会長賞に、また全国茶品評会では、かぶせ茶の部におきまして、森口雅至氏が1等日本茶業中央会長賞を受賞されました。

なお、表彰式でございますが、関西茶品評会のほうは11月5日土曜日、滋賀県甲賀市のあいこうか市民ホールで、また全国茶品評会のほうは11月19日の宇治市文化センターでそれぞれ予定されているところでございます。以上でございます。

○委員長(藤本英樹) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(発言する者なし)

○委員長(藤本英樹) ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(藤本英樹) これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

次に、日程第3、その他を議題といたします。

委員から何かございましたら挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 当局から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) 事務局から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤本英樹) ないようですので、日程第3、その他について終了いたします。

本日は、付託議案3件及び各課所管事項報告等、多岐にわたっての審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

第2四半期も終盤に差しかかり、下半期に入ろうとしておりますので、確実な事業執行に努めていただくことを強く求めておきます。

また、委員会所管に係ります重要事項、懸案事項の報告につきましては、今後におきましても遺漏のないよう重ねて要望しておきます。

10月の閉会中の委員会においては、第3四半期の執行状況の報告を願う予定としております。10月25日、午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の総務建設常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時59分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 藤 本 英 樹